

6月は「環境月間」です

ルールを守って

美しいまちへ



環境問題はこれからの地球にとつてますます大切な問題です。環境月間を機にみなさんも環境について考えてみませんか。

町では、町民のみなさんの協力のもと、町民一斉清掃や不法投棄対策、地球温暖化対策などさまざまな事業に取り組んでいます。

今回は、その中でも苦情や問い合わせが多く寄せられる不法投棄、所有地（空き地）の管理、ごみの出し方についてお知らせします。

◆問い合わせ先

健康福祉課環境グループ
☎62-2115

ごみの不法投棄

不法投棄は許さない

多くのみなさんはルールを守って処理されていると思いますが、「処分や分別が面倒、お金がもったいない」などルールを無視した自分勝手な理由で、河川敷や山林などにゴミを捨てる企業や個人がいます。この行為が「不法投棄」と呼ばれるものです。不法投棄は立派な犯罪行為

であり、不法投棄を行った者は法律により厳しく罰せられます。

不法投棄は犯罪です

不法投棄を行った場合の罰則

- 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。
- 法人が関わった場合には、会社にも3億円以下の罰金が科せられます。



所有地(空き地)の管理

町内には雑草が伸び放題だったりする空き地があります。このような空き地は害虫が発生しやすく、火災や不法投棄の原因になる恐れもあります。

また、犯罪の温床となることもありますので、空き地は土地の所有者や管理者が定期的な除草や清掃など責任を持って管理をお願いします。



▲早めの除草をお願いします

ごみの出し方

町では、ごみの減量とリサイクルを進めるため、ごみを「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」などに分別してごみステーションで収集していただきます。粗大ごみ(60cm以上のもの)の収集は、各地区ごとに年4回、月曜日に行っています。粗大ごみの収集日及び収集場所は各行政区によって異なります。また、各地区で資源物の資源回収を行う場合は、積極的に出すようにしましょう。



ちょっとお知らせ

町では、ごみの出し方の利便性向上を図るため、これまでの袋に加え町指定の「特小袋(買物用袋大)」を新たに作成しております。町内店舗にも今後並ぶ予定ですので、ぜひ活用してください。

②

燃えないごみ

収集曜日 毎月第1・3木曜日
(午前6時~午前8時)

【注：第5木曜日は収集しません】

ごみの出し方

緑色のコンテナに出してください。

①

燃えるごみ

収集曜日 毎週火・金曜日
(午前6時~午前8時)

ごみの出し方

鏡石町指定の燃えるごみ袋に入れて出してください。

④

資源物

(びん類・ペットボトル・食品トレイ類)
収集曜日 毎月第2・4木曜日
(午前6時~午前8時)

【注：第5木曜日は収集しません】

ごみの出し方

キャップをはずして中をゆすいでください。袋に入れずに、バラの状態を出してください。

③

資源物(缶類・金属類)

収集曜日 毎月第1・3木曜日
(午前6時~午前8時)

【注：第5木曜日は収集しません】

ごみの出し方

中をゆすいで「青色(缶類)のコンテナ」へ。袋に入れずに、バラの状態を出してください。

家電リサイクル

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類用乾燥機の6品目は、町では回収しますので、小売店などに処分を依頼してください。



「ミニで出しちゃダメですよ！」

鏡石環境を考える会

主な活動事業

- ・ごみの減量化とリサイクル
- ・ボランティア活動
- ・フローラのまちづくりへの協力
- ・ごみの不法投棄の監視 など

興味のある方は 佐藤義和会長宅
☎62-5111まで

鏡石環境を考える会

「地域社会に生かす活動を」

会長 佐藤 義和さん

い出がいっぱいある方が老後は楽しいですよ。みなさんも美しいふるさとを守るために行動してみませんか？

各家庭や事業所でも、工夫やマナーについて考えるなどの共通の目標を持つことが大切だと思います。

他人を思いやる心は誰にでもあります。ただ、それを行動に移し、一人ひとりが地域とのつながりを持つことが「絆」だと思います。地域の絆を大切にみんなで力を合わせてがんばらばいい!!



平成11年に「鏡石環境を考える会」を発足し、ゴミ減量化とリサイクルなど住みよい環境づくりと健康で明るいまちづくりに努めてきました。ボランティアを通して自分さがしをしながら思い出を作ることを楽しんでいます。思



▲ゴミ拾いをする環境を考える会のメンバー